

## 1 事業名

所沢市個人情報保護条例の一部改正

## 2 事業の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第102号 所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(自己に関する特定個人情報の訂正等の請求ができる者)

第23条の2 略

2 何人も、実施機関が保有する自己に関する特定個人情報（情報提供等の記録を除く。以下この項において同じ。）の取扱いについて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、それぞれ当該各号に定める措置を請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 番号法第29条の規定による制限を超えて特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）を作成しているとき 当該特定個人情報ファイルの削除

3 略

(自己に関する特定個人情報の訂正等の請求ができる者)

第23条の2 略

2 何人も、実施機関が保有する自己に関する特定個人情報（情報提供等の記録を除く。以下この項において同じ。）の取扱いについて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、それぞれ当該各号に定める措置を請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 番号法第28条の規定による制限を超えて特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）を作成しているとき 当該特定個人情報ファイルの削除

3 略